

2. 沖縄県海岸漂着物対策推進協議会の組織・運営等	2-1
2.1 目的	2-1
2.2 協議会組織	2-2
2.2.1 協議会の形態	2-2
2.2.2 協議会の構成と役割	2-2
2.2.3 協議会の運営方法	2-3
2.3 運営スケジュール	2-4
2.4 沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会（県協議会）	2-5
2.4.1 議事次第	2-5
2.4.2 議事概要	2-7
2.4.3 指摘事項と対応	2-10
2.5 沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（宮古諸島）	2-12
2.5.1 議事次第	2-12
2.5.2 議事概要	2-14
2.5.3 指摘事項と対応	2-17

2. 沖縄県海岸漂着物対策推進協議会の組織・運営等

2.1 目的

沖縄県における海岸漂着物対策の方針や実施内容等を検討・評価するため、海岸漂着物処理推進法第13条に基づき国が定めた基本方針を踏まえ、同法第15条で定める海岸漂着物対策推進協議会を組織、運営した（図2.1-1）。

本事業で実施する協議会は、同法第15条第2項第2号で定める「海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。」の事務を行うものとし、また、協議の主な内容は海岸漂着物の回収処理及び発生抑制対策に係るものとした。なお、本事業では地域計画の作成又は変更を実施しないことから、これに係る協議は行わないこととした。

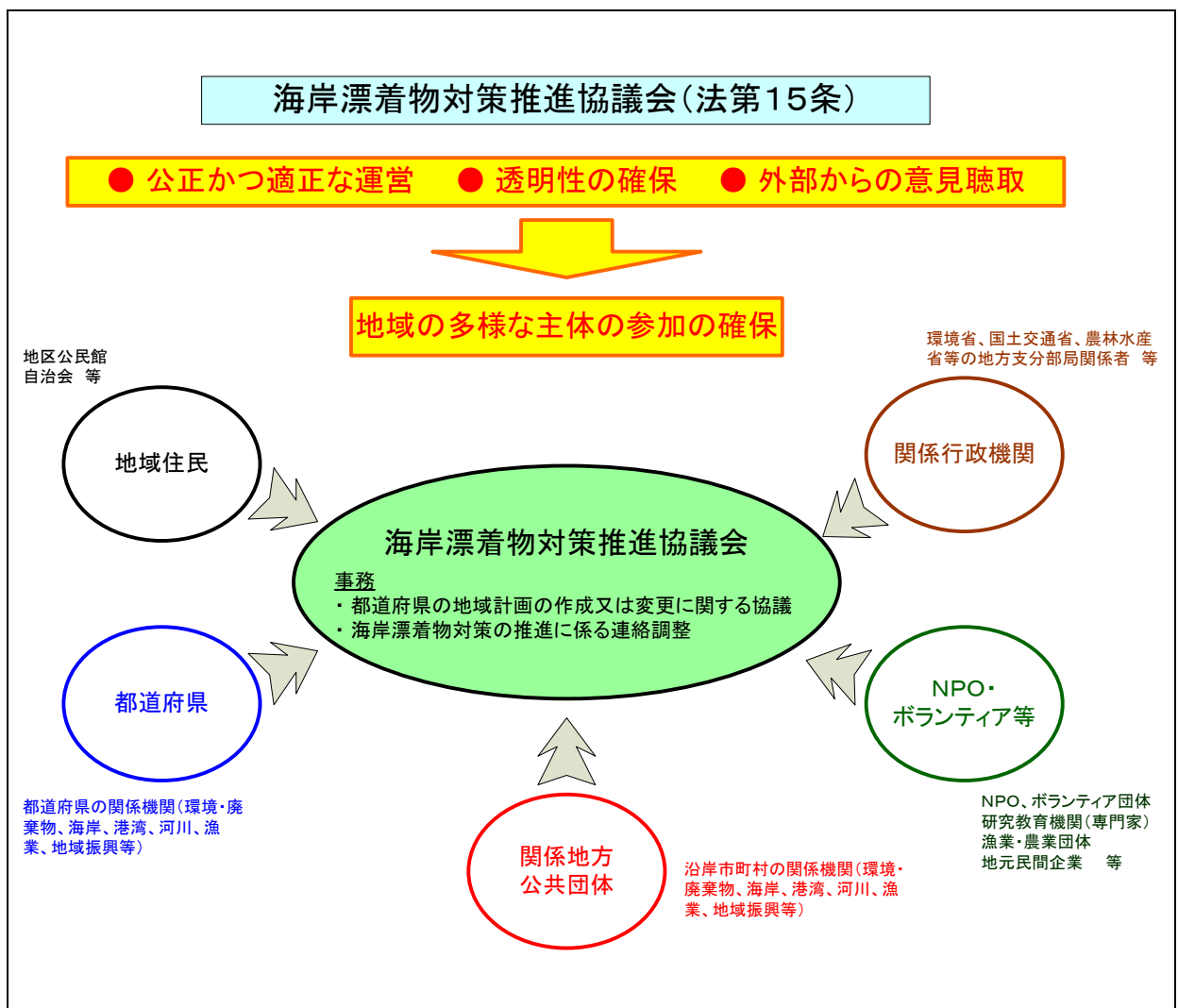


図 2.1-1 【参考】「海岸漂着物処理推進法」による海岸漂着物対策推進協議会の概要

2.2 協議会組織

2.2.1 協議会の形態

沖縄県における海岸漂着物対策の方針や実施内容等を検討・評価するため、海岸漂着物処理推進法第13条に基づき国が定めた基本方針を踏まえ、同法第15条で定める海岸漂着物対策推進協議会を組織、運営し、沖縄県の海岸漂着物対策について情報共有、連絡調整、意見交換等を図るものとする。なお、本事業で実施する協議会は、同法第15条第2項第2号で定める「海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。」の事務を行うものとし、本事業では地域計画の作成、又は変更を実施しないことから、これに係る協議は行わない。

2.2.2 協議会の構成と役割

沖縄県は、41の市町村が存在し、かつ広大な県域を持つことから、一つの協議会に地域関係者を集めて実施することは現実的でない判断される。したがって本事業では、平成21～23、25～26、28年度に沖縄県が組織した海岸漂着物対策に係る協議会と同様に、主に県レベルの協議を実施する「沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会」（以下、「県協議会」という。）と、主に地域レベルの協議を行う「沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（宮古諸島の1地域）」（以下、「地域協議会」という。）を組織した。なお、平成29年度は県協議会と地域協議会（宮古諸島）をそれぞれ1回程度実施した。

また、県協議会及び地域協議会それぞれの構成と役割は、概ね以下に列記するとおりであり、また図2.2-1の概念図に示すとおりとした。

なお、協議会の会場選定は、開催日及びオブザーバーを含めた参加人数等を考慮して行うものとした。開催地は、県協議会は那覇市、地域協議会（宮古諸島）は宮古島市とした。

・ 県協議会

県協議会は、沖縄県及び各関係機関の代表者、学識経験者等を主体に構成し、地域計画や平成21～27年度に県が実施した海岸漂着物対策に係る事業の成果等を踏まえて、本事業の実施計画及び内容について県レベルの協議及び対策推進に係る連絡調整等を行った。

・ 地域協議会

地域協議会は、宮古諸島1地域で実施することとし、地域協議会委員を組織した。地域協議会では、地域の行政機関、NPO等民間団体等の多様な主体からの参加により、地域計画や平成21～28年度に県が実施した海岸漂着物対策に係る事業の成果等、更には先立って開催予定の県協議会による議論を踏まえ、本事業の実施計画内容について地域レベルの協議及び対策推進に係る連絡調整等を行った。

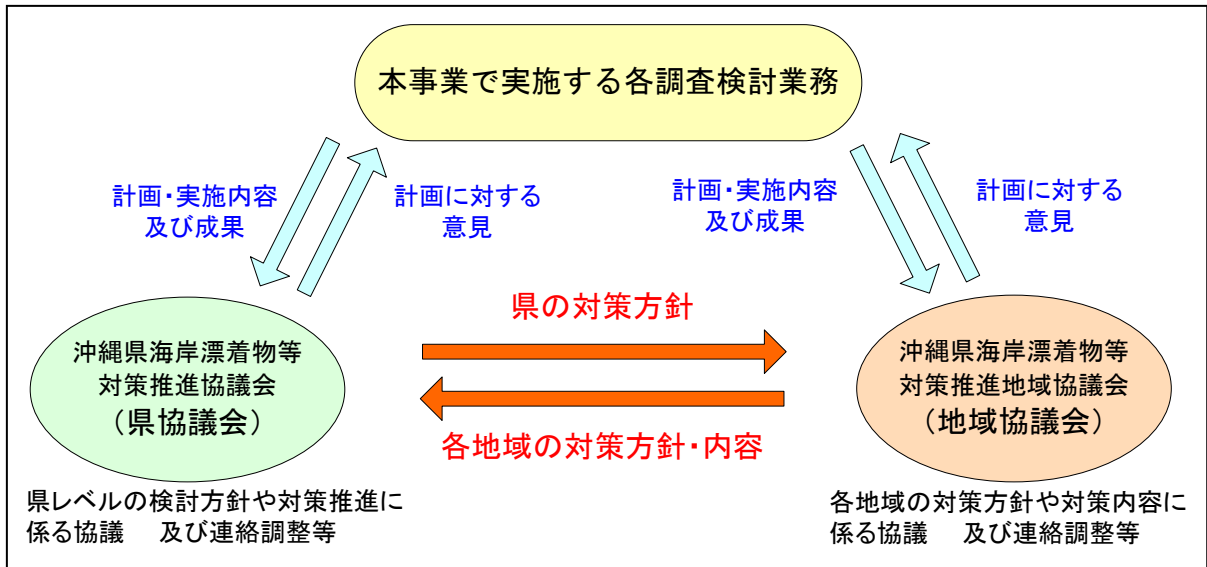


図 2.2-1 県協議会と地域協議会の役割の概念図

2.2.3 協議会の運営方法

当企業体は、県協議会・地域協議会共に事務局となる沖縄県担当課の補助を含め、主に表 2.2-1 に列記する事務を行うこととした。

表 2.2-1 協議会の運営方法

実施項目		沖縄県担当課	当企業体
準備	協議会設置、委員選定	決定	選定補助、委嘱手続き
	日程調整、会場手配	開催日決定、会場手配	日程調整、会場・速記者手配
	委員との連絡・調整	広報手配	案内状送付
	資料作成 委員との事前調整	作成方針検討 内容確認・指摘	資料作成、事前発送 委員との事前調整
開催日	当日の会議運営	事務局	会場設営、資料説明
事後作業	議事概要作成、指摘事項整理	作成方針検討 内容確認・指摘	資料作成
	成果整理と評価 今後の対策への展開検討		
	開催結果報告	資料・議事録 HP 公開	事後報告と事後における委員の指摘整理

2.3 運営スケジュール

平成 29 年度は、県協議会、宮古諸島地域協議会を各 1 回開催した。各協議会の開催日時と場所は以下のとおりである。開催状況を図 2.3-1 に示す。

●沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会（県協議会）

平成 29 年 9 月 19 日 14:00～15:30 沖縄タイムスビル(5 階第 1・2 会議室)

●沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（八重山地域協議会）

平成 29 年 10 月 26 日 15:00～17:00 宮古島市クリーンセンター(環境衛生課 大会議室)



図 2.3-1 沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会及び地域協議会の開催状況

2.4 沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会（県協議会）

2.4.1 議事次第

日時：平成29年9月19日（火）

14:00～15:30

場所：沖縄タイムスビル

5階 第1・2会議室

議 事

開会（14:00）

1. 沖縄県あいさつ
2. 資料の確認
3. 委員の紹介〔資料1〕
4. 議事
 - ①海岸漂着物等地域対策の概要について〔資料2〕
 - ②平成21～28年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕
 - ③海岸漂着物等の回収事業〔資料4〕
 - ④平成29年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画（案）〔資料5〕
 - ⑤全踏調査（案）〔資料6〕
 - ⑥海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討（案）〔資料7〕
 - ⑦マイクロプラスチックの影響と漂着実態調査方法及び対策方針の検討（案）〔資料8〕
 - ⑧発生抑制対策に係る事業計画（案）〔資料9〕
 - ⑨平成30年度の沖縄県における海岸漂着物等地域対策の取組（案）〔資料10〕
5. その他

閉会（15:30）

配布資料

資料1 平成29年度沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会 委員名簿

資料2 海岸漂着物等地域対策の概要について

資料3 平成21～28年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要

資料4 海岸漂着物等の回収事業

資料5 平成29年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画（案）

資料6 全踏調査（案）

資料7 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討（案）

資料8 マイクロプラスチックの影響と漂着実態調査方法及び対策方針の検討（案）

資料9 発生抑制対策に係る事業計画（案）

資料10 平成30年度の沖縄県における海岸漂着物等地域対策の取組（案）

参考資料 「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」（平成22年3月策定、平成24年3月第2回見直し）※別紙1,2を除く

平成 29 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業
第 1 回 沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会 出席者名簿

(五十音順、敬称略)

委員	
(欠席) 新垣 喜春	沖縄県町村会 事務局長、沖縄県離島振興協議会 事務局長
小島 あずさ	一般社団法人 JEAN 事務局長
(欠席) 島尻 英樹	宮古島市生活環境部環境衛生課 課長
(欠席) 島袋 均	沖縄県農林水産部漁港漁場課 課長
新垣 聡	渡嘉敷村経済建設課 課長
棚原 憲実	沖縄県環境部 環境企画統括監
堤 純一郎	国立大学法人琉球大学工学部環境建設工学科 教授
(欠席) 永山 正	沖縄県土木建築部海岸防災課 課長
(欠席) 西村 学	環境省九州地方環境事務所 保全統括官
(欠席) 藤田 喜久	沖縄県立芸術大学 全学教育センター 准教授
(欠席) 前浜 孝始	石垣市市民保健部環境課 課長
(代理) 浅田 浩	同 課長補佐 兼 生活環境係長
三浦 新一郎	第十一管区海上保安本部環境防災課 課長
(欠席) 本原 康太郎	沖縄県農林水産部農地農村整備課 課長
山口 晴幸	防衛大学校 名誉教授
與那覇 潤	沖縄県漁業協同組合連合会 漁政課 主任
アドバイザー	
エドワード・H・サンチェス	NPO 法人沖縄海洋文化と自然環境アクションネットワーク (沖縄 O. C. E. A. N) 理事長
小菅 陽子	NPO 法人美ら海振興会 理事
鹿谷 麻夕	しかたに自然案内 代表
事務局	
松田 了	沖縄県環境部環境整備課 課長
山内 努	沖縄県環境部環境整備課一般廃棄物班 班長
當山 未樹	沖縄県環境部環境整備課一般廃棄物班 技師
平成 29 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業 受託者 :	
日本エヌ・ユー・エス(株)・(株)沖縄環境保全研究所 共同企業体	
野上 大介	日本エヌ・ユー・エス(株)沖縄事業所長/環境管理ユニット
後藤 澄江	日本エヌ・ユー・エス(株)環境評価ユニット
佐々木 壮	(株)沖縄環境保全研究所環境部環境技術課

2.4.2 議事概要

議題1 海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕

特になし

議題2 平成21～28年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

- 1) 3年ほど前に環境省が公表した日本全国の海岸漂着物量の試算では、年間31～58万トン程度だったが、沖縄県が実施した調査による県内の年間漂着量はどうか。
→海岸漂着物のモニタリング調査結果からの県内における年間漂着量推計値では、多い年で約4,000トンとなっている。環境省の試算は、かなり多めの結果になるよう試算されていることから、沖縄県の調査結果の推計とはスケールが合わなくなっている。

議題3 海岸漂着物等の回収事業について〔資料4〕

- 1) 資料中に昨年度までに海岸漂着物等の回収がほとんど行われてこなかった区域が示されているが、回収が行われなかった理由があるのか。今後はこれらの区域を重点的に実施する計画はあるのか。
→海岸漂着物等の回収が行われてこなかった理由としては、そもそも漂着量が少ない、ボランティアの自主的な回収がされている、陸域や海域から簡単には入れないような海岸である等があげられる。
- 2) 資料で示されている回収実績のデータを分析・活用し、海岸によって回収の重み付けをするなど、回収のための予算を有効に活用できるようにしてほしい。
- 3) アクセスが困難であっても、ごみが溜まっている海岸があるとすれば、何らかの方法を講じていく必要があると思うので、前向きな検討をお願いしたい。
- 4) 海底ごみについて、読谷村残波岬の灯台下では、水深40m以深の深場に多くのごみが溜まっている。この様に潜水士の作業として潜水病のリスクの高まる水深に多くごみが溜まっている場合がある点を指摘しておきたい。
- 5) 今回の協議会では資料中に海底ごみについても取扱われているが、沖縄県の場合は、海底のごみの問題も重要となると考えられる。海底ごみを調査して情報を集めるには予算も必要となると思うが、少しずつでも進めていき、国にアピールしていくべきである。

議題4 平成29年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画（案）〔資料5〕

- 1) 調査や海外交流については、一般の人が知ることができるよう、新聞などに掲載しているか。また、この先に何らかのPRをする予定はあるか。
→全てを県のHPなどで公開している訳ではないが、例えば交流事業については予め報道機関に周知し、県内の紙面で取り上げられたりしている。
→交流事業の参加関係者の中で、有志により情報発信のHPを公開する準備を進めている。
→外に向けてアピールすることは一番重要なことであるので、無料で既存のSNSサイトを利用するといった方法も含め、いろいろと方法はある。

議題5 全踏調査(案)〔資料6〕

- 1) 全踏調査において、海岸の種類として人工海岸と自然海岸の違い等が明確に出るか。
→人工と自然の区分けは想定していなかったが、これは調査項目に加えることとする。
- 2) モニタリング調査や全踏調査については、対象となる海岸の清掃活動の実績などの情報も踏まえれば、漂着量の増減について正しい評価ができるのではないかと。
→過去の調査においても、直近の清掃活動の情報収集に努めたことがあるが、それが把握できる海岸とできない海岸があるため、横並びで評価ができない。その理由から、あえて直近の清掃活動の情報は取扱っていない事情がある。
→この調査結果が得られた後には、海岸管理者で実施されてきた回収事業の成果と照らし合わせて、回収事業の成果の検証は可能になると考えている。

議題6 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討(案)〔資料7〕

- 1) 本年度は予備調査なので、有害物質の影響の可能性がどうなっているのかの状況をしっかり把握して頂きたい。
- 2) 有害物質のPCBやプラスチックは人工由来でしかないが、例えば重金属類の場合、自然由来もあるので評価が難しくなると予想される。人工由来の有害物質を中心にしっかり調査していただきたい。
- 3) 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響が明らかになってくれば、あらためて海岸漂着物の回収方法や回収頻度等の工夫や検討が必要になると思われ、この点に早く結びつけていくべきである。

議題7 マイクロプラスチックの影響と漂着実態調査方法及び対策方針の検討(案)〔資料8〕

特になし

議題8 発生抑制対策に係る事業計画(案)〔資料9〕

- 1) 海外交流事業については、交流の成果は理解できたが、それが発生源抑制にどうつながっているかがはっきり判らない。その意味では、どんな目的で交流を行い、どんな意見交換が行われ、どんな成果が現れるはずだというような、具体的な示し方をしてほしい。
→海外交流事業では、その成果を双方の国の取組みに生かして、発生抑制対策につなげていくことを目的としている。この点について明確に伝わる工夫をしていきたい。
→発生抑制対策に係る具体的な成果としての数字や形は実際には見え難いところがある。現時点の成果としては、お互いの環境教育プログラムを紹介したり、石垣島で行われているビーチクリーンイベントのスタイルを紹介したことで、台湾でそのスタイルでの新しいビーチクリーンイベントが始まったという成果はある。

議題9 平成30年度の実施計画(案)〔資料10〕

- 1) 資料中の平成30年度の実施を検討している事業の中に、人材育成があるが、これは非常に重要である。海岸漂着物処理推進法の中でも、活動推進員や活動推進団体の指定ができるようになってきているが、現時点では全都道府県で事例が無い。一方沖縄県では、協議会やワーキンググループを通じて、県内各地で活躍されている方達が積極的にこの問題に取り組んでいるた

め、この法律にある制度をもっと活用し活動がより活発になるように、更には活躍されている人材の協力を得て、海ごみ問題の普及啓発をより広げられるのではないかと思われる。これについても積極的に御検討いただきたい。

→ (公財) 沖縄こどもの国が管理・運営する沖縄県地域環境センターでは、海岸漂着物問題だけでなく環境教育全般としての事業がり、その中で人材育成の機会を増やす取組みは行われている。

- 2) 平成 30 年度に優先的に実施を予定する事業の中に、回収事業の効果・検証があるが、これを通して海岸漂着物の回収事業計画や軽減防止対策をどう進めていくか、協議会の場で検討し直す機会があればよいと思う。

その他

- 1) 本年 10 月には、I LOVE OKINAWA キャンペーンと沖縄インターナショナルクリーンビーチクラブで始まった清掃活動が 25 周年を迎える。その時には OCCN にも呼びかけをし、共同で ICC の調査を実施したい。

以上

2.4.3 指摘事項と対応

議題1 海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕

特になし

議題2 平成21～28年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

特になし

議題3 海岸漂着物等の回収事業について〔資料4〕

1	<p>【指摘】昨年度までに海岸漂着物等の回収がほとんど行われてこなかった区域については、今後これら区域を重点的に実施する計画はあるのか。</p> <p>【対応】海岸へのアクセスや回収が困難な理由で回収がほとんど行われてこなかった区域については、それらを選別し、有効な回収方法を検討・検証する事業の実施を検討中である。</p>
2	<p>【指摘】沖縄県の場合は、海底のごみの問題も重要となると考えられる。海底ごみを調査して情報を集めるには予算も必要となると思うが、少しずつでも進めていき、国にアピールしていくべきである。</p> <p>【対応】平成28年度末には、県内の海底ごみの現状を把握するための基礎的な調査を実施しており、今後はその調査結果を基にして、海底ごみの有効な回収や発生抑制につなげるための対策事業の実施を検討中である。</p>

議題4 平成29年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画(案)〔資料5〕

特になし

議題5 全踏調査(案)〔資料6〕

1	<p>【指摘】全踏調査については、対象となる海岸の清掃活動の実績などの情報も踏まえれば、漂着量の増減について正しい評価ができるのではないかと。</p> <p>【対応】直近の清掃活動の情報については、把握できる海岸と不可能な海岸があるため、評価のための情報として取扱うことが困難であるが、本年度実施する全踏調査の結果を活用し、過去の回収事業の実績や効果を検証する事業の実施を検討中である。</p>
---	---

議題6 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討(案)〔資料7〕

特になし

議題7 マイクロプラスチックの影響と漂着実態調査方法及び対策方針の検討(案)〔資料8〕

特になし

議題8 発生抑制対策に係る事業計画(案)〔資料9〕

特になし

議題 9 平成 30 年度の実施計画(案)〔資料 10〕

1	<p>【指摘】人材育成は非常に重要である。海岸漂着物処理推進法の中でも、活動推進員や活動推進団体の指定ができるようになっているが、現時点では全都道府県で事例が無い。この制度をもっと活用し、県内の活動がより活発になるように、更には活躍されている人材の協力を得て、海ごみ問題の普及啓発をより広げられるのではないかとと思われる。これについても積極的に御検討いただきたい。</p> <p>【対応】(公財) 沖縄こどもの国が管理・運営する沖縄県地域環境センターでは、海岸漂着物問題だけでなく環境教育全般としての事業がり、その中で人材育成の機会を増やす取組みは行われている。しかしながら、海岸漂着物処理推進法に基づく活動推進員や活動推進団体の指定については、十分な検討が行われてこなかった経緯があるため、今後の検討課題とする。</p>
---	---

以上

2.5 沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（宮古諸島）

2.5.1 議事次第

日時：平成 29 年 10 月 26 日（木）

15:00～17:00

場所：宮古島市クリーンセンター
環境衛生課 大会議室

議 事

開会（15:00）

1. 沖縄県あいさつ
2. 資料の確認
3. 委員の紹介〔資料 1〕
4. 議事
 - ①海岸漂着物等地域対策の概要について〔資料 2〕
 - ②平成 21～28 年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料 3〕
 - ③海岸漂着物等の回収事業〔資料 4〕
 - ④平成 29 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画（案）〔資料 5〕
 - ⑤全踏調査（案）〔資料 6〕
 - ⑥海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討（案）〔資料 7〕
 - ⑦マイクロプラスチックの影響と漂着実態調査方法及び対策方針の検討（案）〔資料 8〕
 - ⑧発生抑制対策に係る事業計画（案）〔資料 9〕
 - ⑨平成 30 年度の沖縄県における海岸漂着物等地域対策の取組（案）〔資料 10〕
5. その他

閉会（17:00）

配布資料

- 資料 1 平成 29 年度沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（宮古諸島） 委員名簿
- 資料 2 海岸漂着物等地域対策の概要について
- 資料 3 平成 21～28 年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要
- 資料 4 海岸漂着物等の回収事業
- 資料 5 平成 29 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画（案）
- 資料 6 全踏調査（案）
- 資料 7 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討（案）
- 資料 8 マイクロプラスチックの影響と漂着実態調査方法及び対策方針の検討（案）
- 資料 9 発生抑制対策に係る事業計画（案）
- 資料 10 平成 30 年度の沖縄県における海岸漂着物等地域対策の取組（案）
- 参考資料 1 平成 29 年度第 1 回県協議会の議事概要及び指摘事項に対する対応（案）
- 参考資料 2 「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」（平成 22 年 3 月策定、平成 24 年 3 月第 2 回見直し）※別紙 1, 2 を除く

平成 29 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業
第 1 回沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（宮古諸島）出席者名簿

(順不同、敬称略)

委員		
国関係機関	第十一管区海上保安本部宮古島海上保安部 救難係	上原 秀一
沖縄県	沖縄県 総務部 宮古事務所 総務課 課長	川満 勝也
関係機関	沖縄県 土木建築部 宮古土木事務所 維持管理班 班長	高良 亨
	沖縄県 農林水産部 宮古農林水産振興センター 農林水産整備課 漁港水産班 班長	仲地 克洋
	沖縄県 農林水産部 宮古農林水産振興センター 農林水産整備課 農林整備班 班長	玉城 直路
	沖縄県 保健医療部 宮古保健所 生活環境班 班長	下釜 洋二
	沖縄県 環境部 環境整備課 課長	松田 了
市町村	宮古島市 生活環境部 環境衛生課 課長	島尻 英樹
関係機関	(欠席) 多良間村 住民福祉課 課長	波平 敏一
他団体	宮古島漁業協同組合 専務理事	楚南 聡
	池間漁業協同組合 組合長	與那嶺 大
	伊良部漁業協同組合 組合長	漢那 一浩
	宮古島美ら海連絡協議会 事務局長	狩俣 武則
	セブンシーズ宮古島 代表	春川 京子
	NPO 法人宮古島海の環境ネットワーク 代表理事	春川 淳
	同 理事	隈本 剛
事務局：沖縄県		
	環境部 環境整備課 一般廃棄物班 班長	山内 努
	環境部 環境整備課 一般廃棄物班 技師	當山 未樹
平成 29 年度沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業 受託者：		
	日本エヌ・ユー・エス(株)・(株)沖縄環境保全研究所 共同企業体	
	日本エヌ・ユー・エス(株) 沖縄事業所長／環境管理ユニット	野上 大介
	日本エヌ・ユー・エス(株) 環境評価ユニット	後藤 澄江
	日本エヌ・ユー・エス(株) 沖縄事業所	槇山 裕子
	(株)沖縄環境保全研究所 環境部 環境技術課	佐々木 壮

2.5.2 議事概要

議題1 海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕

特になし

議題2 平成21～28年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

特になし

議題3 海岸漂着物等の回収事業について〔資料4〕

1) 今年度の回収事業の予定を教えてください。

→沖縄県農林部局が59_02の狩俣A、60_09の新城海岸を、土木部局が59_06の宮古南静園東、63_05～09の池間島北側の海岸一帯を回収予定であり、多良間村が多良間島北部と東部の海岸、72_03の水納島・ハナレ崎周辺を環境教育用で回収予定である。

2) 平成28年度には、海底ごみについて地域関係者に聞き取り調査を行い、資料中に図示した海底にペットボトルや漁網等があるという情報を得た。各漁業協同組合で他に把握しているような情報があれば頂きたい。また、沖縄県としては、今後国の補助金事業により海底ごみの回収を委託することも検討している。

→大量のロープがリーフに絡まっており、そのまま放置すると危険なため回収したことがある。また、台湾や中国などの外国漁船、本土の船由来の巻き網の網やロープ類が八重干瀬に漂着している。今は目視できる状態だが、沈んでしまうと船のスクリューなどに絡んで事故につながりかねない。回収は可能であるが、網などは結構重量もあり、回収に潜水士が必要な場合も出てくる。

3) 海岸清掃の効率化のために、ボランティアによる海岸清掃と行政の回収事業が重複しないよう、本事業による地域協議会や、宮古島諸島地区連絡調整会議の中で、情報を公開しながら進めていくことになっているが、資料中に示されている**海岸管理者等が実施する回収事業**の内容は公開されていない。このような現状を今一度確認してもらいたい。

→行政とNPO等のボランティアの連絡調整が不十分であることは認識している。宮古諸島地域では連絡調整会議で清掃場所のすり合わせや、ボランティアで回収したごみの処理を円滑にするための方策を協議することになっている。連絡調整会議は例年5月に開催されるが、国の予算措置の関係により行政による回収事業実施箇所が決定するのは例年9～10月頃と遅い。そこのすり合わせの方法を改善する必要があると思われるため、これを沖縄県環境整備課の方で検討し、方針をお示しできるようにしたい。

→沖縄県環境整備課としては、土木事務所や農林水産振興センターによる回収事業の実施時期や回収海岸が確定したら、それを情報共有する仕組みを考えたい。

→行政側の回収事業については、例えば、年度毎に回収海岸を決めるのではなく、もっと長期的に数年分の計画を立てて実施する方が良いかと考えている。

→ボランティア清掃を企画する側としては、行政側の回収計画の大まかな時期と実施海岸が事前に把握できるだけでも助かる。また、実施が確定して時点での情報も頂きたい。

→回収事業の実施時期は、土木部局では1年に2回で観光シーズン前と北風後、農林部局では北風後に実施する方針を立てている。行政側としては、漂着ごみの回収と処理の事業を

公募してもなかなかやってくれる事業者が見つからないことがあり、何か対策が必要と考えている。

- 4) 回収事業がなかなか落札されないという状況があれば、その予算を組み替えてボランティア清掃のごみの処理の輸送費に充てられないか。それであればボランティアの清掃に充てる数を増やせるし、ごみ処理の量を県の事業の成果としてもらっても良い。
→制度上そういう契約ができるか分からないが、石垣市では NPO 団体と協定を結んで、NPO の清掃も石垣市の事業と位置づけ、産業廃棄物として民間の業者に処理してもらうスキームをやっている。こういった形を活用できるよう検討してみる。
- 5) 海底ごみについては、海岸に漂着したごみに比べ場所や量に変動がある。
→海底ごみ対策については、沖縄県としては本格的に着手していない。各漁業協同組合やマリインレジャー関係者にアドバイスを求めつつ、効率的な回収方法や重点的に対策を実施すべき地域等を来年度に検討したいと考えている。
- 6) 宮古島市では、ボランティアが集めた海岸漂着物について、運搬方法がいつも問題になっている。特に、確実にこの予算措置がされるくらいの対策をやってもらわないと話が全く前に進まない。連絡調整会議や協議会でいつもこの話は出るが、この大きな課題に対しての対応がないため、来年度にかけて取組んでもらいたい。
→宮古島市としては、海岸の管理まではしていない為、海岸まで収集はできない。分別をして持ってくるまでやってもらいたい。リサイクルセンターが出来れば人員も確保できるだろうし、派遣などできるかはいろいろ考えていくが、今はできない。
→実は進展している部分もあり、NPO の活動で回収された海岸漂着物については、宮古島市が回収している例もある。これから協力して話し合いの糸口を探していきたいと思っているので、ぜひいろいろな形で検討してもらいたい。

議題 4 平成 29 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画（案）〔資料 5〕

- 1) この沖縄県の海岸漂着物等地域対策推進事業はいつから始まり、いつまで続くのか。
→国の補助金事業を活用したこの取組みは平成 21 年に始まったが、国の予算措置は海岸漂着物問題が続く限り終わりは想定されていない。
- 2) 資料中に市町村による回収事業の実施が記載されているが、事業継続年数がはっきりせず、補助金がいつまで出るか不明なので市町村として着手しづらいのではないかと。
→国による補助については、平成 26 年までは 10 割、27 年から 9 割 5 分、28 年から 9 割になっている。沖縄県の場合は中国とか台湾など外国製のごみが多いため、県民が捨てたごみではないのに市町村や県の予算を使うのもどうかと考えられるので、国に補助率を 10 割に戻すよう働きかけている。

議題 5 全踏調査（案）〔資料 6〕

特になし

議題 6 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討（案）〔資料 7〕

- 1) 医療器具のような、注射針の中に残っているような化学物質は有害物質に含まれるのか。

→そういったものは危険物であり、ここでいう有害物質にあたらない。

議題7 マイクロプラスチックの影響と漂着実態調査方法及び対策方針の検討(案)〔資料8〕

特になし

議題8 発生抑制対策に係る事業計画(案)〔資料9〕

特になし

議題9 平成30年度の実施計画(案)〔資料10〕

特になし

その他

特になし

以上

2.5.3 指摘事項と対応

議題1 海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕

特になし

議題2 平成21～28年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

特になし

議題3 海岸漂着物等の回収事業について〔資料4〕

1	<p>【指摘】 海岸清掃の効率化のために、ボランティアによる海岸清掃と行政の回収事業が重複しないよう、本事業による地域協議会や、宮古島諸島地区連絡調整会議の中で、情報を公開しながら進めていくことになっているが、資料中に示されている海岸管理者等が実施する回収事業の内容は公開されていない。</p> <p>【対応】 宮古諸島地域では、連絡調整会議で清掃場所のすり合わせや、ボランティア清掃によるごみの円滑な処理のため協議を行うが、連絡調整会議は例年5月に開催され、海岸管理者等による回収事業の実施決定は例年9～10月頃であり時期が異なる。このすり合わせ方法や、海岸管理者等による回収事業の情報共有については、沖縄県環境整備課で検討する。</p>
2	<p>【指摘】 回収事業がなかなか落札されないという状況があれば、その予算を組み替えてボランティア清掃のごみの処理の輸送費に充てられないか。</p> <p>【対応】 石垣市ではNPO団体と協定を結んで、NPOの清掃も石垣市の事業と位置づけ、産業廃棄物として民間業者が処理している。この様な体制で実施できないか引続き検討する。</p>
3	<p>【指摘】 海底ごみについては、海岸に漂着したごみに比べ場所や量に変動がある。</p> <p>【対応】 沖縄県環境整備課では、来年度に各漁業協同組合やマリレジャー関係者にアドバイスを求めつつ、効率的な回収方法や重点的に対策を実施すべき地域等を検討する方針である。</p>
4	<p>【指摘】 宮古島市では、ボランティアが集めた海岸漂着物について、運搬方法がいつも問題になっている。特にその予算措置が必要である。</p> <p>【対応】 宮古島市としては、ボランティアが集めた海岸漂着物の収集運搬は実施していないが、リサイクルセンターが出来れば人員も確保でき、収集運搬が可能となる可能性もある。</p> <p>【対応】 現状でもNPOの活動で回収された海岸漂着物については、宮古島市が回収しており、進展している部分もある。今後も関係者間で検討・調整が必要である。</p>

議題4 平成29年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画(案)〔資料5〕

特になし

議題5 全踏調査(案)〔資料6〕

議題6 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討(案)〔資料7〕

特になし

議題7 マイクロプラスチックの影響と漂着実態調査方法及び対策方針の検討（案）〔資料8〕

特になし

議題8 発生抑制対策に係る事業計画（案）〔資料9〕

特になし

議題9 平成30年度の実施計画（案）〔資料10〕

特になし

以上